

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 川西市地方就職支援金の交付に関して、報告及び立入調査について、兵庫県及び川西市から求められた場合には、それに応じます。
  - 2 以下の場合には、川西市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
    - （1）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - （2）地方就職支援金の申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
    - （3）地方就職支援金の申請日から 1 年以内に川西市に転入しなかった場合：全額
    - （4）地方就職支援金の要件を満たす職を就業から 1 年以内に辞した場合（ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
    - （5）転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から 3 年未満で川西市以外の市区町村に転出した場合：全額（※）
    - （6）転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に川西市以外の市区町村に転出した場合：半額（※）
- （※）：移住支援金を受給した県内市町から県内の他の市町（兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び企業支援事業実施要領に基づき移住支援事業を実施する市町。ただし、西宮市は北部地域（西宮市支所設置条例に規定する塩瀬支所及び山口支所の所管区域）に限る。）へ転出又は転居した場合は、返還すべき額の 4 分の 3 について返還を求めないものとする。